

岩手県医療局告示第1号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、県立病院等事業の業務に係る金銭の収納に関する事務（宿直業務の範囲内のものに限る。）を平成27年4月1日次のとおり委託した。

平成27年5月15日

岩手県医療局長 八重樫 幸 治

県立病院等の名称	受託者	
	住 所	名 称
岩手県立遠野病院	岩手県盛岡市上堂三丁目19番4号	桜心警備保障株式会社